

障害者福祉システム等標準化検討会 合同ワーキングチーム（第1回）議事概要

日時：令和3年5月14日（金）9:30～12:00

場所：日本コンピューター株式会社 汐留シティセンター10F セミナールームA・B 及びWEB会議

出欠（敬称略）：

（構成員）

出席	生田 正幸	関西学院大学人間福祉学部教授
出席	後藤 省二	株式会社地域情報化研究所社長
出席	宮田 宏之	小山市総務部情報政策課 主任
出席	新宅 怜夫	千葉県保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課 主査
出席	杉村 侑紀	千葉県保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課 主事
出席	福田 美穂	船橋市健康福祉局福祉サービス部障害福祉課 主任主事
出席	田中 沙織	船橋市健康福祉局福祉サービス部障害福祉課 主任主事
出席	中村 航	船橋市健康福祉局福祉サービス部障害福祉課 主事
出席	野里常 舜	船橋市健康福祉局福祉サービス部障害福祉課 主事
出席	宮澤 奈津美	葛飾区政策経営部情報システム課 主任
出席	飯間 翠	葛飾区福祉部障害福祉課 主事
出席	大原 隆史	葛飾区福祉部障害福祉課 主事
出席	清水 隆	二宮町健康福祉部福祉保険課 主事
出席	大胡田 茜	二宮町健康福祉部福祉保険課 主事
欠席	尾崎 智晴	政府CIO補佐官（厚生労働省担当）
欠席	赤澤 公省	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
欠席	源河 真規子	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
出席	諏訪 克之	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 障害福祉サービス等データ企画室長
出席	須磨田 正弘	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐
出席	高相 泰忠	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 課長補佐
出席	安楽 伸也	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 給付管理係長
出席	古屋 裕文	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 データ解析専門官

（オブザーバー）

出席	丸尾 豊	内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室 参事官補佐
出席	清水 康充	内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室 参事官補佐
出席	米井 駿	内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室
出席	前田 みゆき	内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室 政府CIO補佐官
出席	羽田 翔	総務省自治行政局市町村課行政経営支援室 室長補佐

【議事次第】

1. 開会
2. 意見照会について
3. 標準仕様書案の検討
4. その他

【議事概要】

○内閣官房IT室

- ・（資料6-3 ページの通番19）障害者福祉ワンストップサービスを利用したオンライン申請の情報連携に関する要件について、実装オプションと整理されているが、デジタル・ガバメント実行計画において対応必須の内容となっているため、実装オプションではなく実装必須とすべきではないか。
⇒（事務局）現状多くの自治体で連携の仕組みが未構築であり、PDFファイルの利用や手入力による運用が多い状態である。一方で、ガバメントクラウドで連携が可能になる構想があることも承知しているため、連携環境が整った後にタイミングを見計らって実装必須への変更と考えている。
⇒（内閣官房IT室）標準仕様書は現状に合わせるべきものなのかという点について、閣議決定されているデジタル・ガバメント実行計画の内容といかに整合性を取るかという課題はあると思うため、個別に調整していきたい。
⇒（事務局）デジタル・ガバメント実行計画の内容と整合性を取ることは、環境が整った後の標準仕様書の改版で対応するものと考えている。しかしながら、閣議決定の内容と標準仕様書の内容に相違があることが良くないということであれば、実装必須とした上で要件に追記等で「環境が整うまでは実装オプションで問題ない」といったことを書くのも一つの案ではあると考える。表現方法は別途相談させていただきたい。
⇒（厚生労働省情参室）事務局案のとおり、8月時点では実装オプションが妥当と考える。理由は、データ要件・連携要件は、IT室が令和3年度末に向けて詳細を詰める、ということであるため、それに向けた動きが8月以降もあると考えているためである。
⇒（後藤構成員）データ要件・連携要件については、昨年度の検討会の中で詳細は議論されておらず、IT室からも具体的な意見、説明はなかったという認識である。今後、IT室にて詳細を検討するというところであるが、8月までの取り纏めは中々難しいものがあるとも考えている。過去の経緯も含め議論検討を進めて欲しいと考えているが、事務局から補足があればお願いしたい。
⇒（事務局）8月に公開する際に実装必須とした場合、事前の意見照会時に、どこまで実装できるのかといったご意見が多数挙がるのが想定される。そのため8月公開時は実装オプションとしたいというのが事務局の考えであるが、その点も含めて別途相談させていただきたい。

○後藤構成員

- ・（資料6-90 ページの通番48）国制度手当含む手当全体の現況届について、内閣府で検討している児童手当は現況届を廃止する方針になっている。障害者福祉においても、現況届は今後どうするのかといった意見は自治体から挙がってくるものと想定される。現時点での方針はあるか。
⇒（厚生労働省障害部）現時点では検討に至っていない。内閣府の動きも鑑みて検討したいと考えている。

○千葉市構成員

- ・（資料6の55ページの通番86）4月から特定障害者特別給付費の基準が改定されたことに伴い、1件ずつシステムに入力することに負荷がかかっている。対象者のCSVデータをシステムに一括登録するような機能を標準仕様として搭載することは可能か。
 - ⇒（事務局）大規模自治体からは、そのようなご要望が多く挙がることは想定しているが、大規模自治体固有の事務ということもあり、当該機能を標準仕様とするのは難しいと考えている。
 - ⇒（千葉市構成員）RPAにより自動化できる部分もあるため、RPAを用いた観点での検討も重要なのではないかと考えた次第である。
 - ⇒（葛飾区構成員）千葉市構成員の意見はごもっともであるとする。大規模自治体では、先進技術で入力負荷軽減、事務の効率化が図ればよいとする。別業務でRPAを使用している感覚では、法改正で画面構成が変更になった場合、RPA側も様々な変更対応を行う必要があり、維持が難しい側面もある。対象者の取り込みが可能となる、大規模自治体固有の要件については、継続検討してほしいとする。
 - ⇒（事務局）8月公開に向けては一旦記載を見送るが、大規模自治体においては、事務運用上必要な機能であることは承知しているため、実装オプションとするのかも含めて継続検討とする。

○船橋市構成員

- ・（資料6の57ページの通番5）一次審査結果が「正常」のものに関する取扱いは、標準化範囲外とのことであるが、実装不可という理解になるのか、または別の考え方になるのか、「警告（重度）」「警告」の考え方も含めて教えてほしい。
 - ⇒（事務局）介護保険や国民健康保険など、国保連合会に審査・支払事務を委託している他制度事例だと、例えば介護保険などでは国保連合会が審査した結果を保険者が取り込み、疑義がある場合は、支払処理後に過誤再請求というプロセスになっている。一方、障害福祉サービス等は平成18年度の障害者自立支援法施行当初は法律上の規定で、国保連合会に委託可能な範囲は支払までだったため、市町村審査を行う必要があった。しかし、平成30年度の法改正において介護保険等と同様に国保連合会で審査もできるようになった。そして、平成30年度法改正当時の課長会議や都道府県・連合会説明資料の中で、国保連合会で審査が出来ないものに限り、市町村にて審査をして欲しいという内容が示されていたという経緯がある。そのため、現状では国保連合会で可能な範囲は審査を行っており、疑義があるものだけ「警告」「警告（重度）」として市町村審査の対象としている。一方、「正常」の中でも国保連合会の審査で適正な審査ができていない要件があることも事実であり、実態として市区町村では審査用の個別システム等を利用している現状があることも認識しているが、全市区町村で「正常」について審査をしているとも考えていない。
 - このような中、標準仕様書で「正常」についても審査することを明記すると法律上、連合会に審査を委託できる、としていることの意義が問われることになるため、標準仕様書上は市町村審査対象として「警告」「警告（重度）」までしか記載をすることができない。
 - これらの状況を鑑みた上で、個別システム等を利用した「正常」分も含めた市町村審査を妨げるものではない、という記載にしている。
 - なお、補足として国保中央会で5年前より実施している審査事務研究会において、国保連合会システムの審査機能の精緻化検討を継続的に行っており、適宜審査機能の強化を図っている。そのため、将来的に国保連合会で実施可能な審査が介護保険等と同様に市区町村が審査をしなくても良い状況

になることも見据えて標準仕様書に「正常」に関する内容を触れるのを控えている。

○厚生労働省障害部

- ・（資料6の81ページの通番14）支給番号の自動付番ルールについて、年度（西暦下2桁）の場合、10年経過すると同じ番号が付番される。要件を見直してほしい。
⇒（事務局）了解した。自動付番ルールを見直す。

○葛飾区構成員

- ・（資料8の158ページ）補装具の判定依頼書について、国様式と自治体で利用中の帳票レイアウトに乖離があることから、複数自治体のレイアウトを参考にレイアウトを作成したとのことであるが、自治体からすると、国様式と参考レイアウトのどちらに合わせればよいのか判断が難しくなるのではないと思われる。国様式に反映させる意図があるのか等、方針があれば教えてほしい。ダブルスタンダードになってしまうことも懸念している。
⇒（事務局）これまで標準仕様書案の帳票レイアウトでは、国様式も含めて参考様式として示していた。今回標準仕様書として省令化もされるため、様式を示すとそれは参考様式ではなくなるため、整合性をどのように取るかは、厚生労働省と引き続き検討、整理する。

○厚生労働省障害部

- ・（資料8の132ページ、142ページ）人工透析に誤字があるため、修正してほしい。
⇒（事務局）了解した。修正する。

○後藤構成員

- ・帳票全体に係るところで再確認をお願いしたい。
- ①. 手当にて、認定番号、連名簿という言葉があるが、このような番号、帳票は、紙で手処理していた時代の項目、帳票であることから、現在のシステムで処理をする時代に引き続き必要なものであるのか再考してほしい。
⇒（事務局）認定番号については、ぴったりサービスを意識して記載している。個人を特定するための一意となる情報が認定番号以外にないため記載している。連名簿の必要性については検討する。
- ②. 決定通知書について行政手続法に基づく不服申立てをすることができるものであり、教示している書式が多くあるが漏れなく教示文は記載しているか。決定通知書の一部で記載が無いように見受けられたため確認してほしい。
⇒（事務局）再度確認した上で記載漏れがあれば修正する。
- ③. 「持参してください」は謙譲語のため、自治体から対象者の方に「持参してください」というのは誤りである。そのような帳票が散見されるため、今では常識としてこの文言で使われているのかというところを含めて確認をお願いしたい。
⇒（事務局）自治体からの意見も加味して検討する。

○内閣官房IT室

・厚生労働省と事務局へ依頼事項2点、自治体構成員にお知らせが1点ある。

①. 検討状況等をHP上に公表してほしい。政府CIOポータルでは、第1グループとして総務省や文科省へのリンクを貼り、標準仕様書の作成過程をオープンにしている状況である。透明性の高い状態で標準仕様書が作成されているということは非常に大事なことであるため、検討と速やかな対応をお願いしたい。

⇒（厚生労働省障害部）透明性が重要ということは認識している。介護保険システム（老健局）と調整しながら公表したいと考えている。

②. 意見照会について、自治体からの意見をよく聴くことも必要であると考えている。また、本日も自治体から貴重な意見、特に大規模自治体の処理方法に係る意見など汲むべき意見が多くあったと思う。意見をよく聴くというのは、挙がってきた意見に対して回答するというのみならず、標準仕様書案にできる限り反映する、自治体側としてはそのつもりで意見を挙げるということが大事だと考える。

⇒（事務局）各自治体から挙がった意見については、可能な限り標準仕様書案に反映するという事で改めて承知した。8月以降も継続検討事項の対応やIT室検討のデータ要件・連携要件を対応し、3月予定の改版においても、自治体からの意見は取り込めるものは取り込んでいきたいと考えている。

③. IT室にて共創プラットフォームという意見交換の場（SNSのようなイメージ）を設けている。個人、組織でも参加自由であるため、本日のシステム標準化に関する意見も、ぜひ投稿してほしいと考えている。

○二宮町構成員

・5月26日がWT後の意見提出期限とのことだが、その後の意見照会時に、5月26日に挙げた意見以外に意見がない場合は、WT構成団体からは回答不要という認識でよいか。

⇒（事務局）意見照会時に追加意見がない場合は、[【回答票】団体・担当者様]シートのみ記入いただきご提出いただければ問題ない。

以 上